

特定非営利活動法人地星社 会員規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地星社（以下「当団体」という）と、当団体の会員との関係について、必要な事項を定めることにより、適正で円滑な組織運営と、社会をよりよくする活動への市民参加を促進することを目的とする。

(規程の適用)

第2条 本規程は、当団体の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものである。よって、入会、退会等に関する基本的な諸規則および使用する語の定義については、定款の定める通りとする。

2 入会の申し込みがあった時点で、入会申込者は本規程を承認したとみなし、本規程の適用を受ける。

(規程の変更)

第3条 本規程は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て変更されることがある。

(会員の種別)

第4条 当団体の会員は、当団体の定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正会員

この会の目的に賛同して入会した個人で、総会における議決権を有する者

(2) 準会員

この会の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会における議決権を有しない者

2 準会員はさらに次の2種を設ける。

(1) 賛助会員

(2) サポーター会員

(入会申込の非承認)

第5条 入会申込者が次の各号の一に該当すると理事会において判断した場合、入会を認めないことがある。

(1) 入会に関わる事項について、虚偽の情報を提出した場合

(2) 本人以外からの申し込みの場合

(3) その他、前各号に準ずる場合で、理事会において入会を適当でないと判断した場合

(会員資格有効期間)

第6条 会員資格の有効期間は次のとおりとする。

(1) 入会した初年度は、当該事業年度の末日までとする。ただし、当該事業年度の終了前3ヶ月の期間に入会申込みをした場合に限り、翌事業年度の末日までとすることができる。

(2) 前号の期間終了後、会員資格を継続する場合は、当団体の一事業年度とする。

2 会員資格有効期間の起算日は、当団体が入会申込書を受理した後、理事会において入会を承認した日とする。ただし、会員向けのサービスは、入会申込書の受理以降、理事会による承認より前でも受けることができる。

3 会員が退会届を提出した場合は、当団体が退会届を受理した日をもって会員資格を喪失する。

4 定款第10条に定める除名があった場合は、理事会においてその議決があった日をもって会員資格を喪失する。

(会費)

第7条 会費の金額を次のとおりとし、会員は当団体からの会費請求後、1ヶ月以内に当団体に会費を払い込むものとする。

正会員（個人） 1口 5000円（1口以上）／年

正会員（団体） 1口 5000円（1口以上）／年

準会員（個人・賛助会員） 1口 3000円（1口以上）／年

準会員（団体・賛助会員） 1口 10000円（1口以上）／年

準会員（個人・サポーター会員） 0円／年

準会員（団体・サポーター会員） 0円／年

(会員資格の継続)

第8条 会員資格は、退会届を提出するか、定款第10条に定める除名、定款第11条に定める資格喪失がない限り、自動的に継続されるものとする。

(連絡先等の変更)

第9条 会員は、当団体に届け出た連絡先等に変更があったときは、速やかに変更内容を当団体に届け出るものとする。

2 前項の届出がなく、当団体からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当団体はその責を負わないものとする。

(守秘義務)

第10条 会員は、当団体の活動に参加する中で知り得た機密情報に関しては、第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(免責事項)

第11条 会員同士および会員と第三者との間で生じた紛争に関しては、当該会員は自己の責任において解決するものとし、当団体は一切責任を負わないものとする。

(個人情報)

第12条 当団体は、当団体が保有する会員の個人情報を厳重に管理し、関連する法規を遵守するとともに正当な理由がある場合を除いて第三者に開示しない。

(残存条項)

第13条 退会した場合または会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第10条、第11条、第12条および本条の規定は有効に存続するものとする。

附則 本規程は2013年3月1日から施行する。

附則 本規程は2015年3月6日から施行する。